

移住・定住に係る給付金及び補助金内容一覧

1. 竹田市お試し暮らし短期滞在費助成金

- ◎趣旨・竹田市への移住・定住を目的に市内で住宅または仕事を探す、暮らしを体験するなどの活動にかかる滞在費の一部を補助することにより移住体験者、希望者の増加を図る。
- ◎内容・1人当たりの基本宿泊費（1泊2食）の2分の1（上限3千円）を助成。2泊が限度
- ◎対象・①竹田市外に住所がある者
②竹田市への移住・定住を目的とする活動のために、市内に宿泊する者
③連続して2日以上宿泊する者

2. 竹田市移住応援給付金

- ◎趣旨・5年以上県外に居住していた方が移住する場合、引越や生活環境の整備する経費を助成することにより、本市への移住促進及び地域活性化を図る。
- ◎内容・①～⑤に該当する方 単身60万円、世帯100万円、子育て世帯130万円
⑥に該当する方 単身・世帯20万円、子育て世帯30万円
- ◎対象・①大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトで就職し、移住した方
②国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、移住した方
③テレワークにより移住した方
④大分県が実施するふるさとワーキングホリデーで参加したことがあり、移住した方
⑤大分県地域課題解決型起業支援事業により起業し、移住した方
⑥上記以外で県外から移住した方

3. 竹田市定住促進住宅取得事業補助金

- ◎趣旨・若者の竹田市内への定住を促進する。
- ◎内容・45歳未満の方が住宅を新築又は新築購入した場合（1000万円以上）に、50万円を補助。ただし、市内に本店又は営業所等を有する業者で施工する場合又は当該業者から購入する場合、50万円加算する。
- ◎対象・竹田市内で住宅を取得（新築・新築購入）する者（着工前の事前申請が必要）
- ◎条件・10年以内に取壊し、若しくは売却し、又は当該住宅から転居しないこと

4. 竹田市Uターン促進住宅・

住宅改修事業補助金

- ◎趣旨・自らが定住する目的で住宅を取得、実家等の改修又は空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、移住者の住環境を整備し、Uターン促進を図る。
- ◎内容・補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、上限100万円を支給。
- ◎対象・①本市にUターンし住民基本台帳に記載されて1年以内の方
②住宅の取得に係る契約を締結し、当該住宅の所有者として登記された登記名義人（登記名義人が共有名義の場合は、その代表者）であって、申請書を提出した日の属する年度末までに当該住宅で居住を始めた方
③定住のために住宅を取得、実家等の改修又は空き家を改修し居住する方
④居住地をその区域に含む自治会に加入する方
⑤この補助金の交付を受けてから10年以上竹田市内に定住しようとする方

5. 竹田市空き家改修事業補助金

- ◎趣旨・自らが定住する目的で空き家を購入した者に対し、当該空き家の改修に必要な費用の一部を助成することにより、移住者の住環境を整備し定住促進を図る。
- ◎内容・補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、上限100万円を支給。
- ◎対象・①空き家を購入した者で、本市の住民基本台帳に記載されていない方又は竹田市に転入して1年未満の方
②補助金の交付を受けてから10年以上竹田市内に定住しようとする方
③竹田市空き家バンク設置要綱第2条第3号に規定する利用登録者
④購入した空き家の所有者の3親等以内の親族でない方

6. 竹田市民間賃貸住宅建設促進事業補助金

- ◎趣旨・民間が設置する賃貸住宅の建設費の一部を助成することで、単身者や世帯向けの賃貸住宅増加を図り、移住定住を促進する。
- ◎内容・アパート等の新築に係る費用の1/10、1棟上限1000万円を補助（世帯向けのみ一戸当たり最大150万円を補助）
- ◎対象・賃貸住宅の建設に着手し、その所有者となる法人又は個人（着工前の事前申請が必要）
- ◎条件・①1棟につき4戸以上の住宅戸数を有すること
②補助事業完了後、10年以上賃貸住宅の用に供すること

7. 竹田市空き家バンク登録物件

整備事業補助金

- ◎趣旨・空き家所有者に対し、空き家バンク登録前後に空き家の環境を整備を補助することにより、空き家バンクの登録を促す。
- ◎内容・補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、上限50万円を支給。
- ◎対象・①台所、風呂、洗面所、トイレ等の水回り及び関連する設備の改修
②内装、屋根、外壁等の改修
③家財道具等の廃棄
④屋内の清掃
- ◎条件・①竹田市内に空き家を有する方
②整備しようとする空き家を竹田市空き家バンクに登録することを確約した方又は登録している方

8. 竹田市空き家活用奨励金

- ◎趣旨・成約時に空き家所有者に対し、家財処分等の必要な整備を助成することで空き家バンクの登録を促す。
- ◎内容・本市以外の者が空き家バンクを活用し、成約した場合に空き家所有者に10万円支給
- ◎対象・竹田市内に空き家を所有し、空き家バンクに物件を登録している者
- ◎条件・①移住者との間で空き家について売買契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約を行っていること
②移住者が交付対象者の3親等以内の親族でないこと。

お問い合わせ先

竹田市総合政策課まちづくり推進係
TEL：0974-63-4801



竹田市移住定住HP